

山武市監査委員告示第4号

平成29年3月27日付け山武市監査委員告示第3号をもって公表した定期監査結果報告について、市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり公表します。

平成29年3月27日

山武市監査委員 野 島 暉 通

山武市監査委員 大 川 義 男

措置等状況報告

市民部

課名	監査意見	改善・措置等の状況
課税課	法人市民税の調定の時期が遅延している事例が見受けられましたので、事務処理等について改善し、財務規則に則った適正な事務手続きを行うように努めてください。	ご指摘を受け、財務規則に則った事務処理を行っております。

措置等状況報告

都市建設部

課名	監査意見	改善・措置等の状況
土木課	<p>法定外公共物使用料の収入未済については、回収措置に万全を期し、今後は収入未済が発生しないように努めてください。</p> <p>また、収入科目の誤りや調定の時期が遅延している事例がありましたので、財務規則に則った適正な事務手続きを行うように努めてください。</p>	<p>・電話催告、納付相談、窓口呼出等により回収措置に万全を期し、収入未済が発生しないよう事務執行に努めてまいります。</p> <p>・財務規則第28条による調定の時期を厳守し、適正な事務手続きに努めてまいります。また、収入科目の再確認を入念に実施し、科目誤りの発生防止に努めてまいります。</p>